

広報 [PublicRelations]



ひだか

日高町ホームページ <http://www.town.hidaka.wakayama.jp/>

CONTENTS ●●●●

- ◆クヌッセン機関長のふるさとへ 2
- ◆年金記録確認第三者委員会がスタート 3
- ◆緊急地震速報って知ってる!? 6
- ◆来年4月から～後期高齢者医療制度～ 8
- ◆下水道への接続はお済みですか? 13
- ◆町職員の給与等の現状 14
- ◆9月9日は救急の日 16

2007. **9** 月号
vol.137



デンマークへの訪問団（フレデリクスハウン市長を囲んで）



クヌッセン機関長の生誕100年 デンマークへ 訪問団を派遣

去る8月17、18日に、海の勇者として知られるヨハネス・クヌッセン機関長の生まれ故郷であるデンマーク王国へ日高町から15名の訪問団を派遣しました。

これは、クヌッセン機関長の没後50周年にあたり、母国フレデリクスハウンのバンクスボー博物館内に顕彰記念コーナラーが設置されたことによるもので、オープニングセレモニーなどに参加しました。

訪問団は、日高町、美浜町からの参加者と、二階俊博代議士代理で秘書の二階俊樹氏、富安民浩県議会議員らから成るもので、日高町からは、中善夫町長、一松輝夫町議会議長、クヌッセンの供養塔の清掃や献花を50年続けている田杭区代表3名と下志賀区代表10名が訪問しました。

一行は、オープニングセレモニーやその前後に併せて開催されていた日本を紹介する「ジャパンウィーク」のグラッドファイナレなどに出席し、田杭区でクヌッセン機関長への感謝と慰霊の気持ちを捧げ続けている様子を紹介したほか、下志賀区の獅子舞を披露するなど日高町の情報を発信するとともに、クヌッセン機関長の親族やフレデリクスハウン市長らと交流を図りました。

ヨハネス・クヌッセン
機関長

昭和32年2月10日夜、日ノ御崎沖合いを航行中のデンマーク船エレンマースク号が、大荒れの海上で炎上している徳島県の「高砂丸」を発見。乗組員の救助にあたった際に、海中に転落した日本人船員を助けようと、エ号のクヌッセン機関長は自らの命をかえりみず激浪に飛び込んでいったが、ついには力尽きて波間に消えてしまった。

翌日、田杭海岸に同氏の遺体と救命艇が流れ着いた。この次第を聞いた田杭地区の人たちが、あまりにも勇敢なクヌッセン機関長の行動に感動を受け、せめて彼の魂を弔いたいと、供養塔を建て、住民が交互に献花、清掃をして、絶やすことなく慰霊の気持ちを捧げ続けている。



クヌッセン機関長の肖像
(写真提供・東京都武市城臣氏)



写真提供：日高新報社

TOWN information

■町の人口と世帯■

平成19年7月31日現在	
人口	7,804人
男	3,692人
女	4,112人
世帯数	2,764戸

編集発行 日高町役場
0738-63-2051(代)

日高町民憲章
人が町をつくり
町がひとをつくる

- 一 恵まれた自然を大切に
快適に住みよい町をつくり
歴史と伝統を愛し
- 一 心豊かな町をつくり
スポーツを楽しみ
健康で明るい町をつくり
知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくり
一 故郷に誇りを持ち ふれあいを
大切にする町をつくり

年金記録確認第三者委員会がスタートしました

確かに納付したにもかかわらず、年金記録や領収書などのない方々のために、ご本人の立場に立って公正に判断する仕組み「年金記録確認第三者委員会」がスタートしました。

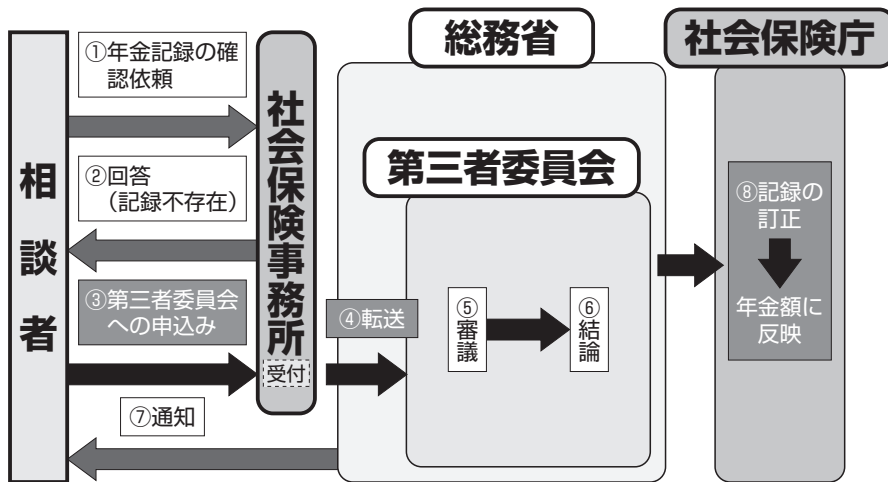
この判断が尊重され、皆さまの年金の額に反映されます。

社会保険事務所で「年金記録がない」と言われ、ご本人も領収書などの証拠を持っていない方々のために、ご本人の立場に立って、公正に判断を行う「年金記録確認中央第三者委員会」を立ち上げました。

さらに、身近なところで対応できるよう、全都道府県（全国 50 か所にある管区行政評価局・行政評価事務所）に「地方第三者委員会」を発足させました。

全国の最寄りの社会保険事務所で、7月17日から「地方第三者委員会」への申込みを受け付けています。

※ 詳しくは、お近くの「社会保険事務所」にお問い合わせください。
また、「総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp>)」でもご案内しています。



国民年金
厚生年金

電話による年金相談は…『ねんきんダイヤル』へ！



0570 - 05 - 1165

※ IP 電話・PHS からは「03 - 6700 - 1165」にお電話ください。

(受付時間)

○月～金曜日：午前 8：30～午後 5：15

ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後 7：00 まで受付

○第 2 土曜日：午前 9：30～午後 4：00

* 毎年 11 月の第 2・第 4 土曜日、日曜日は午前 9：30～午後 4：00

* 祝日、12 月 29 日～1 月 3 日はご利用いただけません。

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押して下さい。担当者におつなぎいたします。

1 年金をお受けになっている方・年金証書をお持ちの方に関するお問い合わせ

2 年金の加入記録や年金の見込額試算のお申込・年金の請求方法など被保険者の方に関するお問い合わせ

※ 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合うことがございます。ねんきんダイヤルは、週の後半または月の後半がつながりやすくなっております。どうぞご利用ください。

社会保険庁 <http://www.sia.go.jp/>

いつまでもお元気で
敬老会 9月7日開催



金沢 明子 さん

町では、敬老の日をお祝いして9月7日（金）日高町農村環境改善センターで70歳以上の高齢者の方々をご招待し敬老会を開催します。

敬老会式典では長年老人福祉に貢献された方々に、町長より感謝状が贈呈されます。

また、慰安会では「津軽じょんがら節」、「夫婦岩」他で有名な金沢明子さんらを迎え、歌謡ショーなども計画しています。

当日は、一般の方々のご入場もできますが、お車でのご来場はご遠慮ください。

送迎バスを運行いたしますのでご利用いただき、楽しい1日をお過ごしください。

詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）までお問い合わせください。

就学援助資金の
申込みについて

要保護（生活保護家庭）・準要保護（生活保護に準ずる家庭）で、就学困難な児童生徒の皆さんに対し、学用品費等の就学援助資金が支給される制度があります。詳しくは、教育委員会教育課（☎63・2038）へお問い合わせください。

児童手当

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

◇支給対象

12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方の前年の所得が一定額未満の方。

◇支給額（月額）

- 3歳未満の児童 一律 10,000円
- 3歳以上の児童 第1子 5,000円

児童手当関係届出、手続き一覧

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
毎年6月（すべての受給者）	現況届
他の市町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届、認定請求書
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき	額改定届
年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
法附則第6条給付又は法附則第8条給付の受給者が退職したとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届、認定請求書
同じ市区町村の中で住所が変わったとき	住所変更届
養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届

◇支払時期
原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支払われます。
受給者の年金種別や児童の扶養義務者に変更があった場合は、すぐに住民福祉課で手続きを行ってください。
詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）までお問い合わせください。

第2子 5,000円
第3子以降 10,000円

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◆児童扶養手当

児童扶養手当は、母子家庭や父が一定の障害の状態にある家庭に、お子さんが18歳に達する日以後の最初の3月31日（一定の障害がある場合は20歳未満）まで支給されます。

◆特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

これらの手当は、所得や公的年金受給の有無、障害の状態によって制限があります。

詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）までお問い合わせください。

児童扶養手当額

子1人	月 額
全額支給額	41,720 円
一部支給額	41,710 円～9,850 円 (10 円単位)
第2子は5,000円、 第3子以降は1人につき3,000円加算	

特別児童扶養手当額

月 額	支 給 額
1 級	50,750 円
2 級	33,800 円

日高町営駐車場の利用について

町営駐車場を、ご利用いただき誠にありがとうございます。本駐車場は、自動車・自転車等を利用する方々の利便を図り、通行の安全を図ることを目的としています。

【一時利用】

紀伊内原駅南側に自動車の駐車スペースを2台分確保しています。また、単車・自転車についても一時預かりをさせていただきます。

ご利用される方は、衣奈屋商店（☎63・2078または☎63・3465）にお申し込みください。

【定期利用】

駐車場は、内原駅近くの利用を希望される方が多いため1年を前期（4月～9月）後期（10月～3月）に分け、その都度申請及び抽選を行います。申請される方は、総務政策課または衣奈屋商店に備えてある申請書に記入のうえ、お申し込みください。

詳しくは、総務政策課（☎63・2051）までお問い合わせください。



住民基本台帳の閲覧状況について

平成18年11月1日 住民基本台帳法の一部改正により、閲覧状況の公表を年1回行うことになりました。

平成18年11月1日（施行日）
～平成19年6月30日

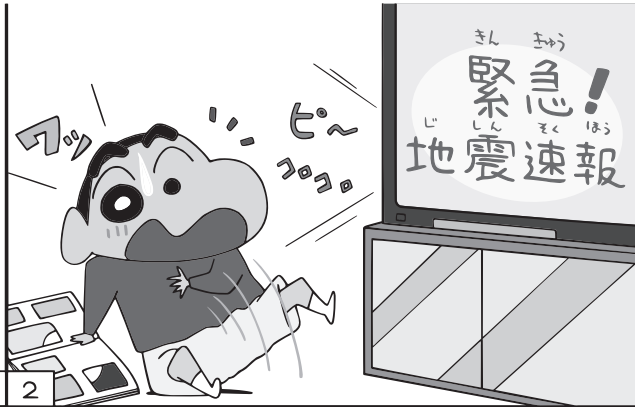
閲覧申請件数 1件



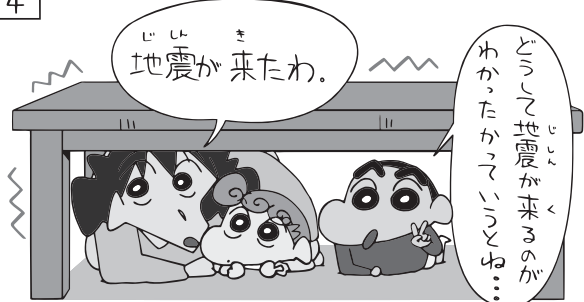
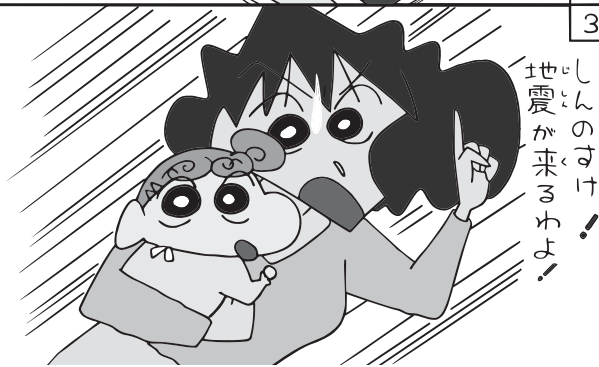
区 分	駐 車 時 間	料 金
普通自動車 軽自動車	1時間まで	200円
	1時間を超え、1時間増すごとに	100円
	13時間を超えるとき	1,520円
自動2輪車 原動機付自転車	1ヶ月定期（紀伊内原駅北・南側）	5,090円
	1ヶ月定期（国道沿い）	4,000円
自 転 車	1日1回につき	100円
	1ヶ月定期	1,220円
自 転 車	1日1回につき	50円
	1ヶ月定期	610円

緊急地震速報って知ってる!?

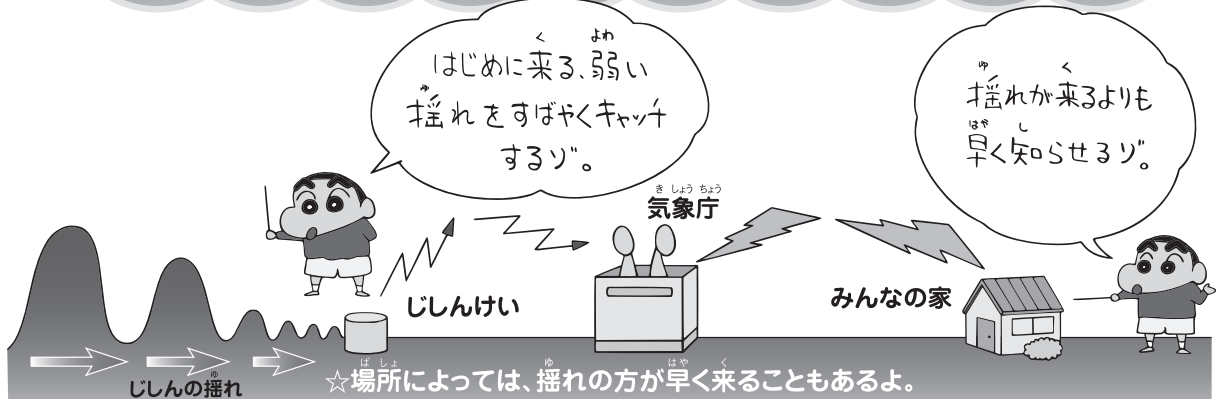
平成19年
10月1日スタート!



1 2
3 4



緊急地震速報のしくみ



国土交通省
内閣府・気象庁

©臼井儀人 / 双葉社・シンエイテレビ朝日・ADK

- 家庭では
- ・頭を保護し丈夫な机の下などに隠れる
 - ・あわてて外へ飛び出さない
 - ・無理して火を消そうとしない



人がおおぜいいる施設では

- ・係員の指示に従う
- ・落ちついて行動
- ・あわてて出口に走り出さない



緊急地震速報「利用の心得」

自動車運転中は

- ・あわててスピードをおとさない
- ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す
- ・急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす
- ・大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止

周囲の状況に応じて
あわてずに
まず身の安全を確保する！

緊急地震速報は見聞きしてから、強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません
その短い間に身を守るための行動を取る必要があります



屋外(街)では



- ・ブロック塀の倒壊等に注意
- ・看板や割れたガラスの落下に注意
- ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難

鉄道・バス乗車中は

- ・つり革、手すりにしっかりつかまる



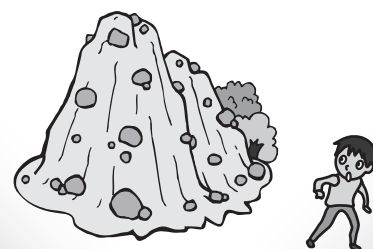
エレベーターでは

- ・最寄りの階で停止させすぐに降りる



山やがけ付近では

- ・落石やがけ崩れに注意



「緊急地震速報」についてのお問い合わせ先
 気象庁地震火山部管理課
 〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号
 電話：(03)3212-8341 (代表)
 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/>
 緊急地震速報について
<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>

※緊急地震速報は、独立行政法人防災科学技術研究所による技術開発の成果と、財団法人鉄道総合技術研究所と気象庁による共同技術開発の成果により、可能となりました。

出展:気象庁資料

来年4月から新しく始まります 後期高齢者医療制度

～ 75歳以上の方の独立した医療制度～

75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の方は、現在、国民健康保険（以下・国保）や健康保険組合（以下・健保組合）などの医療保険制度に加入し、被保険者として「老人保健制度」で医療を受けています。

それが、平成20年4月からは新たに独立した「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

都道府県単位の広域連合が運営します

後期高齢者医療制度は、公費（国・都道府県・市区町村）と保険料で運営されます。

運営の仕組みは、医療にかかる費用のうち、窓口負担を除いた残りを、公費で5割、現役世代からの支援（若年者の保険料）で4割、高齢者の保険料で1割を負担します。

制度を運営するために、今年3月末までに、都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合が保険者として設立されています。

和歌山県では、今年2月、県内の全市町村（30市町村）が加入する「県後期高齢者医療広域連合」（以下・広域連合）が設立され、来年4月からの運営開始に向けて準備をしています。

■**広域連合の役割** 保険料の決定、医療を受けたときの給付などを行います。

■**市町村の役割** 保険料の徴収、申請や届出の受付、保険証の引き渡しなどを行います。

加入者は…

75歳以上の方全員が加入します（被保険者となります）。65歳以上75歳未満の寝たきりなどの一定の障害のある方も加入します。（一定の障害のある方は、広域連合の認定を受けた方。認定基準は老人保健制度と同じです）

なお、加入後は、国保、健保組合などの被保険者ではなくなります。

保険証は…

加入者（被保険者）全員に、後期高齢者医療制度独自の保険証が1人1枚ずつ交付されます。

自己負担は…

お医者さんにかかるときの自己負担は、現行の老人保健制度と同じく1割です。現役並み所得の方は3割負担です。入院時生活療養費や訪問看護療養費など様々な給付も同様に受けられます。

なお、「高額医療・高額介護合算制度」ができ、医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料を合算できるようになります。合算して限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

保険料は…

① 加入者全員が納め、原則として県内均一（同じ金額）です。



② 加入者全員が頭割りで負担する均等割額（応益割）と、加入者の所得に応じて負担する所得割額（応能割）の合計です。標準的な割合では、均等割額 50 対 所得割額 50 になります。

国の試算では、平均的な保険料は、均等割額、所得割額がそれぞれ月額約 3,100 円、合計は月額約 6,200 円となっています。

③ 所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて、下表のように均等割額が軽減されます。

軽減される世帯（税制改正などで改正されることがあります）

軽減割合	世帯の総所得金額など
7割軽減	基礎控除額（33万円）を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額（33万円）＋ 24.5万円×世帯の人数（本人除く）を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額（33万円）＋ 35万円×世帯の人数を超えない世帯

④ 健保組合の被扶養者として、保険料を負担していなかった方も、後期高齢者医療制度では保険料を負担していただきます。ただし、加入したときから2年間、保険料の均等割額の5割が軽減されます。

保険料の納付は…

保険料は、原則として、年金から天引きされます（特別徴収）。

年金が月額 18 万円未満の方、後期高齢者医療の保険料と介護保険料の合計額が年金額の半分以上を超える方、75 歳になったばかりの方などは市町村へ納めます（普通徴収）。

なお、特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い保険証が発行されます。滞納が1年以上続いた場合、保険証を返還してもらい資格証明書を交付します（医療費が全額自己負担になります）。

対象

75 歳以上の方全員が対象です。
（65 歳以上 75 歳未満の一定の障害のある方も対象です）
健保組合などの被扶養者だった方も対象です。

給付

給付は老人保健と変わりません。
お医者さんにかかるときの自己負担は、老人保健と変わらず、原則として1割負担、現役並み所得者は3割負担です。入院時生活療養費や訪問看護療養費などさまざまな給付も同様に受けられます。

後期高齢者医療制度のポイント

保険料

保険料は全員が納めます。
原則として年金から天引きされます。
これまで保険料負担のなかった健保組合などの被扶養者だった方も保険料を納めます。

保険証

新しい保険証が1人に1枚交付されます。
保険証はカード型（縦 54 ミリ×横 86 ミリ）です。



【お問い合わせ先】 日高町役場 住民福祉課 ☎ 63・3800
後期高齢者医療 担当

和歌山県後期高齢者医療広域連合
☎ 073・428・6688

あつ危ない!

交通事故

予防と応急処置
について

ひとり歩きができるようになると、交通事故が増えてきます。

日頃から交通安全についてしっかり教え、自動車に乗っているときにはチャイルドシートをつけるようにしましょう。また、自転車や三輪車は体に合ったサイズのものを選びましょう。

歩行中の注意

- 道路を歩くときは必ず手をつなぐ
- 車道寄りを歩かせない



外で遊ぶときの注意

- 道路では遊ばせない
- ボール投げなどで急に道路に飛び出さないように注意する
- 駐車場など車が停車しているそばでは遊ばせない



ベビーカーの使用中は目を離さないで

ベビーカーの事故で多いのが、横転事故。大人が目を離しているすきに、ベビーカーの上に立ち上がって横転することもあります。また、前方に体を乗り出し、頭から落ちてしまうケースもあり、危険。買いもの袋をたくさんぶら下げている人もいますが、バランスを崩して倒れることもあります。

自動車での注意

- チャイルドシートを後部座席につける
- ドアを閉めるときは指をはさまないようにする
- 常にドアをロックしておく
- 窓から手や顔を出さないようにする
- ハンドルやギアには触らせない
- 自動車の乗り降りの際にはまわりの状況に気をつけ、歩道側で乗り降りさせる
- 車の中に子どもを放置しない



チャイルドシートの上手な利用法

- チャイルドシートは後部座席に取りつける
- 生まれたときから学童まで使用する
- 子どもの体格（体重）にあったものを使用する
- ベルトの取り付け位置を子どもの体格に合わせる。シートベルトを正しく着用する
- 保護者の同乗のもとで使用する

自転車・三輪車での注意

- 子どもとの二人乗りはできるだけ避ける（5歳以下の子ども一人だけが認められています）
- 体に合ったサイズでSGマーク付きの自転車・三輪車に乗せる
- 交通量の多いところでは、子ども一人では自転車に乗せない
- 自転車は正しく、上手に乗れるようになるまで、道路で乗せないようにする。三輪車はなるべく道路では乗せない
- 道路では交通ルールを十分に理解できるようになってから乗せる

秋の全国 交通安全運動

9月21日(金)～

9月30日(日)の10日間

この運動は、町民一人ひとりに交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

運動の全国重点事項は、①飲酒運転の根絶②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止③後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底となっています。



交通安全教室

浄化槽設置整備事業の 補助金申請について

平成19年度につきましても例年に引き続き浄化槽設置整備事業を実施しているところですが、本年度中(平成20年3月末まで)に浄化槽の設置を予定している方は、平成19年10月31日までに上下水道課まで申請してください。

ただし、集合型地域(阿尾・産湯・比井・小浦・荊木・萩原・高家・小中・谷口・下志賀・小池)にお住まいの方はこの制度が適用できませんのでご注意ください。尚、右記の地域内においても一部対象となる家屋もありますので、詳しくは上下水道課(☎63・3805)まで、お問い合わせください。



人 槽	限度額
5人槽	332,000 円
6～7人槽	414,000 円
8人槽以上	548,000 円

平成19年度 自衛官等の募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験日	採用時期
2等陸・海・空士	18歳以上 27歳未満の男子	10月26日まで	10月27日	平成20年3月下旬 ～4月上旬
看護学生	高卒(見込含) 24歳未満の者	9月7日～ 9月28日	1次: 9月17日 2次: 10月6・9日	平成20年3月下旬 ～4月上旬
防衛医科大学校学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月7日～ 9月28日	1次: 11月3・4日 2次: 12月5～7日	平成20年4月上旬
防衛大学校学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月7日～ 9月28日	1次: 11月10・11日 2次: 12月11～14日	平成20年4月上旬

(注) 1. 応募資格欄中の年齢は、平成20年4月1日現在の年齢を示します。

2. 願書請求等詳しくは、自衛隊御坊地域事務所(☎23-0020)までお問い合わせいただくか、自衛隊和歌山地方協力本部ホームページ: <http://www.mod.go.jp/pco/wakayama/> をご覧ください。

認定を受けて 企業のイメージ アップを！

和歌山労働局雇用均等室

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援のための一般事業主行動計画を策定・実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たした企業を、都道府県労働局長が子育てサポート企業として認定する制度があり、認定を受けた事業主は、左のマークを自社の広告、商品、求人広告等に付けることができます。

あなたの会社は
マークをつけられますか？



■ 行動計画の策定、認定についてのお問い合わせは、和歌山労働局雇用均等室
(☎073・421・6157) まで。

土地の取引には 届出が必要です

国土利用計画法による
土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をした時は、買主は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を、役場を通じて知事に提出しなければなりません。日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必要です。1筆の面積が1万平方メートル以上の取引はもちろんのこと、1筆の面積が1万平方メートルに満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上のひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要になります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。
土地売買等届出書の用紙は、総務政策課に備え付けています。
詳しくは、同課(☎63・2051)までお問い合わせください。



働く未来を考える

平成19年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します

全国から抽出された約45万世帯の15歳以上の方々を対象に、ふだん何か収入になる仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査します。

調査結果からは、若者、高齢者や女性の多様化する就業状況や産業構造の変化に伴う雇用流動化の実態など就業に関する詳しい状況が明らかになり、国や和歌山県(日高町)の雇用政策や経済政策などの各種行政施策を立案する際の基礎資料となります。

調査の対象となる世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いしますので、よろしくご協力ください。

総務省統計局・和歌山県・日高町 <http://www.stat.go.jp/>

下水道（浄化槽）への接続はお済みですか？

谷口小池処理区は来年3月で供用開始後3年が経過します。
まだ接続がお済みでない方は、すみやかな接続をお願いします。

下水道ができて、みなさんに使っていただかなければ効果がありません。日高町は海と山に接した自然環境豊かな土地です。この恵まれた自然環境を子や孫の代まで残すため、すでに供用されている地区で未接続のみなさんには、一日も早く下水道に接続されるようお願いします。

なお、接続工事は、日高町排水設備指定工事店しかできません。
まずは、指定工事店をご自分で選び、ご相談ください。
借家やテナントの場合は、貸主との協議も必要となります。
また、工事が行えない事情のある方は、上下水道課までご相談ください。



現在供用を開始している地区は次のとおりです。

- ☆ 阿尾下水処理場…阿尾地区・産湯地区（平成13年度供用開始）
- ☆ 比井下水処理場…比井地区（平成13年度供用開始）
- ☆ 小浦下水処理場…小浦地区（平成14年度供用開始）
- ☆ 小池下水処理場…小池地区・谷口地区・下志賀地区（平成17年度供用開始）
- ☆ 内原東下水処理場（仮称）…萩原地区・荊木地区・高家地区の一部（平成20年度供用開始予定）
…高家地区の一部・小中地区（平成22年度供用開始予定）

（上記地区内であっても下水道の届かない地域は、合併浄化槽の場合があります。）

Q なぜ下水道へ接続しなければならないのでしょうか？

A 下水道を整備しても、つながないご家庭からは、依然として生活排水が排水路に流れることとなります。

“清潔で快適な生活環境をつくる。”

“川や海を生活排水汚濁から守る。”

という目的を達成するため下水道への接続をお願いします。

Q 下水道につなぐメリットは？

A 処理区域の生活環境が向上すること以外にも、次のようなメリットがあります。

- ・排水路などの清掃等の負担が軽減されます。
- ・汚水が高度な処理方法で浄化できます。
- ・宅内の排水設備は個人管理ですが、接続マスから先の下水道管は町に管理を任せられます。
- ・座式にすれば、足や腰の不自由な方にも大変便利で長時間でも疲れません。

Q 下水道料金はいくらくらいですか？

A 家族4人の平均的な世帯で計算してみると、ひと月あたり4,600円（浄化槽設置の場合は、3,600円）となります。詳しくは上下水道課でご確認ください。

【お問い合わせ先】 上下水道課 ☎ 63 - 3805

町職員の給与等の現状

日高町では、住民福祉の向上や豊で住みよいまちづくりなどのため、いろいろな事務・事業を行っています。これらの仕事に携わっている町職員の給与等の現状を知っていただくために、その内容についてお知らせします。

○職員任免及び職員数に関する状況

職員数

(単位：人)

	平成17年度末 職員数	平成18年度中		平成18年度末 職員数
		採用者数	退職者数	
行政職	96	1	4	93

○職員の給与の状況

1 総括

(1)人件費の状況 (平成18年度)

(単位：千円)

会計区分	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費比率	住民基本台帳人口
一般会計決算	3,874,331	162,990	735,153	19.0%	16.3%	平成19年3月31日現在 7,759人
公営企業等会計決算	1,120,796	△43,296	57,437	5.1%	4.5%	

- (注) 1. 人件費は、特別職に支給される給料及び報酬等を含んでいます。
2. 公営企業等会計決算は、水道事業会計と下水道事業特別会計の合計額です。

(2)職員給与費の状況 (平成19年度)

(単位：千円)

会計区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
一般会計決算	84人	308,084	29,547	126,279	463,910	5,523
公営企業等会計決算	9人	30,543	2,452	13,625	46,620	5,180

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含んでいません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成19年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
日高町	42.0歳	316,012円	343,766円

(2)職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区分		日高町	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円
	短大卒	151,000円	151,000円
	高校卒	138,400円	138,400円



(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	282,000円	309,300円	356,500円
	高 校 卒	— 円	293,100円	304,500円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容	参 事	課 長 主 幹	課長補佐	係 長	主 査	主 事	
職員数	1人	18人	8人	21人	7人	7人	62人
構成比	1.6%	29.0%	12.9%	33.9%	11.3%	11.3%	100%

(注) 1. 日高町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2)昇級期間短縮の状況

区 分		平成18年度	平成19年度
一般行政職	職員数 A	62人	62人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	0人	0人
	比率 B/A	0.0%	0.0%



4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

日 高 町		国	
(平成19年4月1日現在)		(平成19年4月1日現在)	
期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(2)退職手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

日 高 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	

(3)調整手当 (平成 17 年 4 月 1 日から廃止)

(4)住居手当 (平成 18 年 4 月 1 日から廃止)

(5)特殊勤務手当 (平成 11 年 4 月 1 日から廃止)

日高町での年間258件 救急車出動件数



9月9日は「救急の日」

日高広域消防の救急車が平成18年、1年間に出勤した件数は2,238件。

日高町では、258件の出勤で257の方が搬送されました。

年齢別搬送状況においても高齢化と傷病率の上昇が、救急車の出勤機会を増やしていると考えられています。

覚えておきたいのは、救急事故の発生時、居合わせた人が直ちに適切な応急手当を行えば、傷病者の命が助かる確率は高くなるということです。

呼吸と脈拍が停止して4～5分間放置されただけでも、傷病者は酸欠によって脳死の危機に直面します。しかし、救急車が現場に駆け付けるまで広域消防管内では、平均約10分かかります。周囲に家族や通行人がいながら、「どうしたらいいかわからない」とか「動かさないほうがいいと思った」などの理由で適切な手当がなされず、救命のチャンスを逃がしてしまう例が多いのです。

そうならないよう、誰もが応急手当に関する正しい知識と技術を身につけておきたいものです。

救命措置の基本は、「心肺蘇生法（人工呼吸と心臓マッサージ）」です。

心臓停止から約3分で50%が死亡し、呼吸停止から約10分で50%が死亡と言われています。

現在、日高広域消防では「救える命は救いたい」を合い言葉に“一家に1人は応急手当員運動”を実施しています。

平成18年中の資格取得者は、初級講習で1,120人、上級講習で33人です。皆さんも資格取得にチャレンジしてみませんか。

詳しくは、日高広域消防事務組合消防本部（☎63・1119）までお問い合わせください。



救急車を呼ぶときは119番



消防本部	はい！119番です。	消防本部です。 火事ですか？ 救急ですか？	通報者	救急です。
	場所はどこですか？	日高町〇〇の〇〇番地です。		
近くに目標になるものがありますか？		近くに〇〇商店があります。		
どうしましたか？		祖母が急に倒れて、意識も呼吸もありません。家族の者が人工呼吸をしています。		
あなたのお名前と電話番号を教えてください。		日高太郎です。電話は、63-〇〇〇〇です。		
わかりました。 すぐに救急車をそちらに向かわせます。				

※電話を切ったら、わかりやすい場所に人を出して、救急車の誘導をお願いします。